

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農業協同組合等による管理規程の認可		
根拠法令 及び条項	土地改良法 第 9 6 条（第 5 7 条の 2 第 1 項の準用）		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （土地改良区に関する規定の準用） 第九十六条 第九十五条第一項の規定により行う土地改良事業には、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第五項まで、第八項及び第九項、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで並びに第六十三条の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければ」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければ」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに」と、第六十三条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の三第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係る場合にあっては、第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過した場合は」と読み替えるものとする。 （管理規程） 第五十七条の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る。）の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。		
審査基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部 産業振興課
備考	知事の権限に属する事務処理に関する法律（平成 1 1 年埼玉県条例第 6 1 号）の規定により市が処理するとされた土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）の事務

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。